

学生企画

実務家教員インタビュー

— 消費者問題とロースクールの学修について —

鈴木 義仁
(教授)

第1 はじめに

学生企画ということで、例年様々な先生方にインタビューをお願いしていますが、今回は、着任して1年が経たれた鈴木先生にお願いしました。

企画内容は、実際に鈴木先生がご活躍なさっている消費者問題についての実務家としての立場からのお話と、ロースクールにおける消費者問題を学習する意義についてのお話です。



鈴木義仁(すずき・よしひと)

弁護士(横浜弁護士会所属)。消費者問題に特にお詳しい先生は、2010年に神奈川大学法科大学院の教授に着任され、現在、民事法演習Ⅰ、消費者法等の民法系系の講義や演習を担当なさっています。ユニークな設例が登場する講義では、「考えること」を通じて未知の問題を解決していくことが求められます。

第2 消費者問題の変遷と現在

消費者問題との出会い

学生 「先生が消費者問題と初めて関わられ

たのはいつ頃ですか。」

鈴木 「修習生のときです。国民生活センターの消費者問題の法律検討会や、豊田商事の被害対策弁護団に修習生としての立場で参加していました。」

学生 「先生の修習は38期でいらっしゃるとういいましたから、約25年前ですね。」

鈴木 「当時の消費者問題は、サラ金問題と、国内先物取引問題の2つの流れがありました。私は、誘われるままに国内先物取引の被害対策弁護団に参加し、商品先物取引の勉強をみっちりやった記憶があります。」

バブル景気とその崩壊

学生 「その後、バブル景気とその崩壊と続くわけですが、バブルの崩壊とともに発生した新たな消費者問題も多数あると思います。」

鈴木 「まず、証券取引問題ですね。これは、バブルの頃に証券会社に売りつけられた証券がバブル崩壊によって紙切れになっちゃったって問題です。被害者には学生から主婦まで、証券取引なんかやったことのない人も多かった。その中でも、新株引受権(ワラント)取引の被害対策のために、全国的に弁護団を作ったり、全国証券問題研究会を再結成したりして、被害救済の方法を研究しました。」

学生 「具体的にはどのようなことをなさったのですか。」

鈴木 「現在は、消費者契約法や金融商品販売法で一発でカタがつくのですが、当時は民法

しかなかった。そこで、まずワラントの商品性の解明から始まり、信義則上の説明義務で法律構成するという統一準備書面を作成しました。この書面は、何百ページにもなったなぁ。」

学生 「他にも変額保険問題やココ山岡事件もこの頃ですね。」

鈴木 「そうです。ただ、変額保険問題は、さっきのワラントと違ってお金儲け目的というより、先祖代々の財産を守ろうとした方が被害者になったのが特徴でした。ココ山岡事件のほうは、被害者の数が多く、神奈川県で初めて消費者生活センターと弁護士会が協力して対応した事件なんです。」

現代型消費者問題

学生 「最近ネットにからむ消費者問題も多いようですが。」

鈴木 「一番困っているのが『出会えない系出会いサイト』ですね。いろんなパターンがあるんですが、メールをするたびにポイントを消費してしまい、気づけば利用料が何十万、何百万になってしまう。しかし、料金が翌月1回払いなので割賦販売法の規制対象から外れている。結局、クーリングオフや契約取り消し、抗弁の切断といった有効な手段が使えない。あと、こんな悪質な業者は、海外の決済代行業者を使って、割賦販売法のクレジットカード会社による加盟店の管理責任追及からも逃れてしてしまうんです。」

学生 「手を変え品を変えて新たな問題が発生しているということですね。」

鈴木 「あと、最近の流れは、新株予約権付社債の問題ですね。これは、一種の振り込め詐欺です。被害者が『新株予約権付社債を高値で買い取る』という連絡を受けた数日後、今度は被害者の下に新株予約権付社債の申し込み案内が届く。案内によると安値で申し込めるらしいということで、振り込んでしまうわけです。」

消費者問題と訴訟

学生 「ココ山岡の事件もそうでしたが、消費者問題では、被害者が多数になる場合も多いですね。そこで、1人で事業者相手に訴訟で闘うよりは、集団でということになると思います。消費者問題を訴訟で扱う上での特徴をお聞かせいただけますか。」

鈴木 「特徴は2つあり、長期化することと集団化することです。」

学生 「長期化は、『解決までに時間がかかる』ということ、集団化は『足なみがそろわない』ということを想像させますね。」

鈴木 「そうなんです。実はどちらもデメリットだけを生むわけではないですね。長期化すると、会社も『もうこれ以上訴訟に付き合えない』となるわけで、被害者にとっては有利な解決水準での和解になった、こういうケースもあります。また、集団化しても、被害者が自主的に被害者の会を作ってくれれば、納得した解決になることが多いですね。被害者によって事件への関与の割合が違いますから、被害者ごとの個別事情をとりあげていたら解決はできません。そこで、被害者の会の中で、そのような個別事情についてどうするのかを徹底的に議論したうえで結論をだしてもらえると、集団的和解にも応じやすくなります。ただ、あまりに集団化しすぎると問題ですね。被害者の会が複数になったり、被害者の会の中で多数のグループに分かれたりすると、これはもう收拾がつかなくなりますから、一番気をつけないといけないところですね。」

学生 「弁護士だけでなく、消費者も一緒になって解決に向けて足なみをそろえることが大事だということですね。ところで、その点に関連して、消費者の自立、つまり『声をあげるのも消費者の責務だ』ということを強調する意見もあるようですが。」

鈴木 「声をあげられない人が被害者になるわけですから、むしろ、声なき声を聞いたうえで、それを法的にどう救済していくかを考える

ことこそが大事だと思いますね。」

第3 ロー学校の学修について基本は民法

学生 「先生は、本学の講義で消費者法をご担当されていますが、その狙いとするところを伺いたいと思います。」

鈴木 「そもそも、民法で消費者問題がどこまで解決できるか・できないかの限界を理解してもらったうえで、なお消費者保護が必要であればどういふ特別法によって救済できるのかを理解してもらうことが主たる狙いです。いろんな消費者問題があっても、当初は、民法でしか救済できなかった、しかし、それらの裁判による解決を通じて立法にもつながっていくわけですね。弁護士の仕事は、既存の法律を活用して被害者救済を図るだけではなく、そこから立法の問題にもつながるんだ、ということにも気づいてもらえたらな、と思います。もちろん、民法についての理解を深めてもらい、司法試験合格につながってもらえば、という付随的な狙いもあります。」

実務家の立場から

学生 「先生は、事案をふんだんに使い、学生に議論させながら問題を解決するという講義スタイルを採用されていますね。私は、このエキサイティングなスタイルの講義を毎回楽しみにしています。」

鈴木 「ケーススタディについては、賛否両論あると思います。ただ、私がそれを採用した根拠は、抽象的な話は本を読めば出ている、それを講義でやってもしょうがないということと、本に書いてあることを事例にあてはめることができるか、というのはまさに司法試験で問われているということです。それと、私は、実務家ですので、事例のほうの話や議論を展開しやすいということですね。学生に答えてもらって、答えによっては、予定した議論の展開と違って構わないということです。」

学生 「先生は、他にも金融法の講義も担当

なさっていますが、こちらもケーススタディを利用した興味深そうな内容ですね。」

鈴木 「こちらは、金融法という名前で、債権総論、担保物権、民事訴訟や民事執行など好き勝手にやっています。民法だけだったら民法の研究家教員がやればいい、しかし、いろいろなものをひっくくめてやる場所に、実務家教員がやる意味があると思います。」

学生 「それと、事案では、『辛霧多重 [さいむたじゅう]』さん等のすごく印象的（この場合は、可哀想）な名前のキャラクターが登場しますよね。やはり、『X』とか『A』と言われるよりイメージが持ちやすいし、『なんとか助けてあげよう』という気になります。」

鈴木 「『X』とか『A』と言われても自分でもわからなくなっちゃいますから。」

学生へのアドバイス

学生 「講義をご担当されていて、学生に足りない点や理解してほしいこととして、どのようなことがあげられるでしょうか。」

鈴木 「まず、1つ目は、『正解はない』ということを理解してほしいということです。かつて、『正解は何ですか?』と質問しに来た学生が何人もいてショックを受けました。法律学の解釈は、論理的に成り立っていれば結論はどちらでもありで、あとは価値判断の問題になる、数学みたいに1つの正解があるわけじゃないということです。次に、2つ目は、『判例がこういっているからこうだ』というのでは、理解していないのと同じです。判例がなぜそういっているのかを理解してほしいということです。なにが問題で、なぜ問題になっていて、それについてどういう考え方があって、その考え方の根拠は何か、というのを意識して勉強してほしいということです。3つ目は、あたりまえですが予習と復習をちゃんとしてください、ということです。講義でできることは、1割か2割です。予習と復習であとの8割、9割でやれば、かなり理解が進むと思います。」

学生 「なるほど。では、他にもアドバイスをいただけますか。」

鈴木 「まず、文章を手で書く訓練を忘れずにやって欲しいということですね。議論はとてでもできるのに、文章を書けないという人をみかけますが、表現する訓練も忘れずにやって欲しい。自分は勉強の途中だからとても書くレベルじゃない、というのは間違いです。とにかく手で書いて練習することが大事です。そうすると、自分が理解していたかと思っていたのに、書こうと思ったら書けない。結局、そうやって理解できていないところに気づくわけです。もちろん、どう表現するかにこだわれば表現力もつきましますから、書く速さにこだわったうえでやっていただければと思います。」

学生 「確かに、手で書く訓練は圧倒的に足りない気がしますね。」

鈴木 「そして、書いた文章を見せ合いながら、何人かで集まって議論しながら勉強することもぜひやって欲しいですね。そうすると、日本語がおかしかったり、事例問題なのに事例を拾ってなかったり、お互いの答案をみて書き方を盗んだりして、だんだん文章能力が修正されてきます。」

司法試験と消費者法

学生 「ところで、司法試験六法にも消費者契約法が掲載されています。司法試験委員としては、消費者契約法がからむ問題の場合には、消費者契約法の告知、取消しについても触れて欲しいということだと思われそうですが。」

鈴木 「現在、民法改正により、詐欺、錯誤だけではなく消費者契約法上の取消事由も民法典の中に取り込もうという動きもあります。あ

まり細かいことまでやる必要はありませんが、クーリングオフ、消費者契約法上の取消しや無効の問題は、出題されても文句はいえないと思いますね。」

学生 「最後に学生たちに一言お願いします。」

鈴木 「とにかく、縁があって、みなさんに教える立場になりました。すべてのみなさんが司法試験に合格して法曹になっていただくことを望みます。それとともに、法曹になった際には、ぜひ消費者問題に興味を持って取り組んでいただければ、と思います。」

学生 「本日は、お忙しい中、どうもありがとうございました。」



設例中の登場人物名に隠された小ネタの秘密を探るのにも考えさせられます。例えば、「木津有美沙（きづあり・みさ）さん」に隠された小ネタの秘密とは？

学生参加者

小口佳代子（2年）

大城 基樹（3年）

中田 剛史（3年）

インタビュー日 2011年3月27日